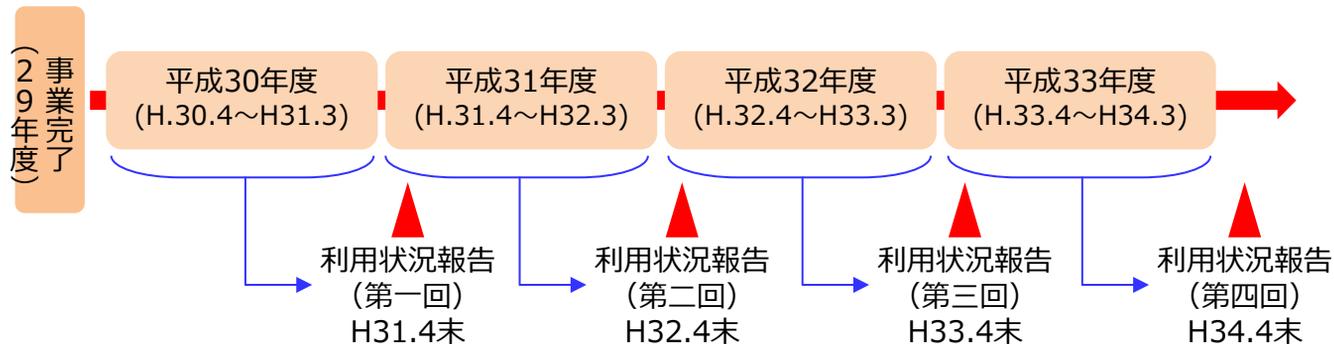


1 利用状況報告の時期と対象期間

毎年4月末までに、その前年度の4月～3月の実績データを利用状況報告に記載してください。従って、例えば平成29年度中に補助事業が完了している場合、初回の利用状況報告は平成31年4月末までに、平成30年4月～平成31年3月の実績データをご報告いただきます。

例) 平成29年度に事業完了している場合



2 利用状況報告フォーマットと報告の方法

利用状況報告のフォーマットはExcelファイルにてS I Iより【申請担当者1】宛てにメールで送信いたします（初年度のみ）。Excelファイルに必要事項を入力し、メールに添付のうえ、S I Iまで送信ください。なお、Excelフォーマットは4年間使用しますので、バックアップを取る等、データを紛失する事がないようにご注意ください。

3 その他の注意事項

①担当者の連絡先が変わった場合

S I Iからの連絡は、すべて交付申請時（変更届を提出している場合は変更後）の申請担当者1に対して行います。申請担当者の連絡先が変わった場合は、必ずS I Iまでご連絡ください。

②当初の予定通りに設備の運転ができなくなった場合

事故や急な点検等、当初想定していた通りの設備の運転ができなくなった場合は、速やかにS I Iまでご連絡いただき、S I Iの指示に従ってください。

③利用状況報告についての追加書類

利用状況報告の内容により、追加書類を求めることがあります。利用状況に係る資料については、いつでも閲覧に供せるようにしてください。また、利用状況報告についてもバックアップをとり、実績報告書に綴じる等、適切に管理してください。

④普及啓発事業の実施報告

普及啓発事業の実施報告が必要な事業者は、利用状況報告に併せて普及啓発事業実施概要を添付してください。

⑤設備の稼働等に向けた取組方針や達成率を向上させるための計画

再エネ熱利用等設備が稼働を停止していたり、達成率が50%未満の場合には、事業主体がその原因を分析した上で、設備の稼働等に向けた取組方針や達成率を向上させるための改善計画書を利用状況報告書と同時に提出してください。また、改善計画書が提出された事業については、その進捗状況を随時S I Iへ報告してください。

その他、利用状況報告および事業完了後の手続き等につきましては、下記URLに手引き、書式等が掲載されておりますので、ご参照ください。



利用状況報告は、補助事業の適正な管理のために行うものです。利用状況報告が適切になされない、またはS I Iの求めに応じない等、不適切な行為が認められた場合は、交付決定の取消及び補助金の返還、補助事業者等の名称及び不正内容の公表等の措置をとる可能性がありますので、ご注意ください。

お問い合わせ先：03-5565-3850（平日のみ 10:00～12:00、13:00～17:00）

http://sii.or.jp/re_energy28/report.html